

市庁舎改修関連予算を否決 19年度決算は認定

市議会は第3回定例会を8月27日から9月26日までの31日間の会期で開催し、議案33件、意見書5件、決議1件、陳情5件について議決しました。(6頁参照)

なお、自治基本条例案は、議会の指摘事項を踏まえ再提案がなされ、閉会中に審査を行うこととなりました。

また、一般質問では、5日間にわたり、21名の議員が市長等と活発な議論を交わしました。

一般会計補正予算(第5号)を否決

一般会計補正予算(第5号)は、市役所第3庁舎の耐震改修と書庫棟建設のための工事設計委託費(約730万円)、市立公園の維持管理経費等について提案されたものです。

現在、本庁舎と第3庁舎は、耐震構造上の問題により閉鎖されています。この補正予算における設計委託の内容は、第3庁舎の1・2階部分を執務スペースや会議室として使用するための耐震改修工事と本庁舎内の書庫に残している文書を移動するため、書庫棟を敷地内西側駐車場に建設しようというものです。なお、今回の補正予算には含まれていませんが、第3庁舎の耐震改修に約5,520万円、書庫棟建設に約3,940万円の工事費が見込まれることも示されました。

補正予算審査特別委員会(9月16日開催)では、第3庁舎の改修について「改修した後に何年間使用するのか」「新庁舎建設の場所を含めた方向性をいつ出すのか」「庁舎全体の分散化解消計画がない中での改修は二重投資となるのではないか」「配置される課を明確にすべき」「早期に職員の安全確保を図るべき」など様々な観点から多くの質疑が交わされました。

また書庫棟の建設についても「収納スペースに不足が見込まれる」「平屋でなく2階建てを検討すべき」などの質疑や意見が出されました。

市長からは「庁舎の問題については国分寺駅北口再開発の動向を見据え、その事業費の精度が高まっていく段階に応じて庁舎分散化の解消策を考えていく。今回はその第1段階である。第2段階以降に抜本的な解消策を含めた計画を順次検討していく」との答弁がありました。庁舎建設特別委員会(9月11日開催)では、この

第2段階は、国分寺駅北口再開発の資金計画が出た後を指すとの説明が担当からありました。

こうしたことから補正予算審査特別委員会では、国分寺駅周辺整備特別委員会での審査を踏まえるため、採決を保留としました。

国分寺駅周辺整備特別委員会では、国分寺駅北口再開発の資金計画が11月末に作成され、12月議会で報告されることが表明されました。

9月24日に再度開催した補正予算審査特別委員会では、討論の後に採決を行いました可否同数のため、委員長裁決により否決とし、26日の本会議でも賛成少数により否決しました。

一般会計・再開発事業特別会計 決算は賛成多数で認定

決算特別委員会を、9月18・19・22日の3日間にわたり開催し、平成19年度の一般会計歳入歳出決算及び7件の各特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。

決算審査は、1年間の市政全般の評価を行うとともに次年度予算にも関連する審査です。今年度から議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で審査を行うことにしました。

一般会計については、歳入決算額約400億3,684万円、歳出決算額約384億312万円、差引額約16億3,372万円の黒字(翌年度に繰り越すべき財源を除く実質収支額も同額)となりました。また、各特別会計を含めた全会計の決算収支も、約18億5,457万円の黒字となりました。

審査に当たっては、今年度から財政健全化法により義務付けられた健全化判断比率や第四次長期総合計画の初年度でもあった19年度の各事業の達成状況等の説明を受け、歳入歳出決算書のページを追って、審査を進めていきました。

以上の経過を踏まえ、採決を行ったところ、

委員会・本会議ともに一般会計及び国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、他の6件の特別会計歳入歳出決算は、全員賛成で認定しました。

過誤納金返還規定の整備を求める決議を付け、国保条例改正案を可決

議案第90号「国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の特別徴収に関する事項等について改正を行う必要があるため、同条例の一部を改正するというものです。

主な内容としては、国民健康保険税の納税義務者(基本的に世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主)が、国民健康保険税を特別徴収(年金天引き)の方法によって納付する形式に21年度からなるというものです。

本案が付託された厚生委員会では、各委員から、「今回の改正は、市町村現場や住民の意向を反映したものではない」との指摘、また、「関係機関が課税ミスを生じたときの返還規定を条例に盛り込む等の救済措置を取るべきである」といった意見が述べられました。

このことを受け、委員会において本条例改正案を可決した後、「過誤納金の還付についての規定を国分寺市国民健康保険条例に盛り込むことを求める」との決議を議決しました。さらに、同決議を委員会提案として、9月26日開催の本会議に提案したところ、全員賛成で可決となりました。(決議の抜粋は5頁に、全文はホームページに掲載してあります。)

なお、今定例会では市税賦課徴収条例の一部改正案も可決しており、個人市民税についても特別徴収(年金天引き)が、21年度から開始されます。